

「困難な状況にある子どものための信託基金」

1 はじめに

ご寄付をもとに、「困難な状況にある子どものための信託基金」(以下、当基金)を設けました。

現在、国内には、保護者の貧困や不在、不適切な養育などによって、つらい思いをしている子どもたちが数多くいます。ご寄付者(匿名ご希望)のご意向に沿い、日々そうした子どもたちを支援し続けている事業に助成を行います。

助成金を子どもたちの支援に直接活かしてもらおうと共に、事業を行う団体の活動が、今後、より充実したものになり、いっそう子どもたちの支援に力を尽くしてもらおうことができるよう、当財団が伴走支援を行います。

助成総額	500 万円
助成金額	1 件につき 100～300 万円程度
助成採択団体数	2～5 団体
助成事業期間	1 年間

2 当基金の目的

当基金は、「つらい思いをしている子どもたちの支援」を目的とする。

3 公募から助成事業開始までのスケジュール

時期	項目
2022 年 11 月 8 日(火) ～12 月 16 日(金)	公募期間
2022 年 12 月 23 日(金)	申請書類提出期限
2023 年 1 月	審査期間
2023 年 2 月	審査結果通知、資金提供契約書締結、 助成金交付、助成事業開始

4 助成の概要

(1)助成の方針

厳正な審査を行ったうえで、今後に向けてのモデルとなり得る事業に助成します。

(2)助成事業の対象期間

原則として、継続する事業活動にかかる経費のうち、当基金事業期間内(2023 年 2 月から 2024 年 1 月末まで最長 1 年間)に支出する経費を助成対象とします。

(3)助成額の決定

審査によって決定します。助成額は申請額を下回る場合があります。

(4)助成の範囲

助成対象事業の活動に直接的に必要となる各種経費を助成します。経費の範囲は、助成対象事業における以下の項目です。

- ①直接子どもに届く食料や物資
 - ②対象事業に関わる人件費
 - ③対象事業に関わる施設の修繕費や設備の購入
- その他①から③に準じる費用

(注 1)助成の対象は、当基金事業期間内に支出する事業経費に限定します。

(注 2)申請の対象となる事業経費については、その計算の根拠となる資料の提出をお願いします。

(注 3)助成対象事業に直接関係のない費用(事務所経費、交際費、寄付金、他債務の返済等)は事業経費には含まれませんので、ご注意ください。

(5)補助金との関係

申請の対象となる事業経費と“同一”の費用に対して国または地方公共団体から補助金を受給している場合、原則として当該補助金支給対象費目への追加助成は行いません。

ただし、補助金を差し引いた残りの事業経費について、事業全体の展開を図るうえで、当基金による助成が必要であると審査によって認められた際には、一定の割合まで助成する場合があります。

5 助成申請対象

(1)助成対象の主体

助成対象の主体は、助成事業の目的に沿った事業の実績がある非営利法人とします。

対象は、日本に本拠地をおく法人に限ります。

(2)申請資格

助成申請団体が、次の条項に該当する場合、申請いただけません。

- ・銀行取引停止処分を受けている法人、または不渡りを出した法人で、その解消後 3 年を経過していない法人
- ・民事再生・会社更生・破産の終了後 3 年を経過していない法人
- ・反社会的行為者との関係がある法人
- ・刑事事件または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った法人、その他信頼を破壊する行為を行ったと当財団が判断する法人
- ・税金等を滞納している法人
- ・粉飾決算等、虚偽の申告指摘を行政より受け、その解消後 3 年を経過していな

い法人

・その他、当財団が不相当と判断した方

(3)採択後の条件

当財団は、良質な社会関係の増大によって、孤独のない安心安全な社会を目指して事業を行っていることから、助成事業においてもその増大を重視しています。当該方針にもとづき、審査を経て、助成先として採択された場合、別途定める「信賴責任の仕組み」にもとづき、対象事業遂行を見守る「信賴責任者」を3名立てていただきます。

6 申請方法

当財団ウェブサイトの当基金申込フォームからお申し込みください。

その後、当財団から申請用所定様式をメールにてお送りします(11月中旬以降)。

下記に記載の申請書類を添付し、当基金の申請書類提出用メールアドレス宛にメールにてご提出ください。

申込締切:2022年12月16日(金)

申請書類提出期限:2022年12月23日(金)

申請書類提出用メールアドレス:info@shinrai.or.jp

7 申請書類

・登記簿謄本<履歴事項全部証明書>(3ヶ月以内に発行のもの)

・過去2期分の貸借対照表

・過去2期分の損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)

※助成申請団体の代表者が、別の団体や企業の代表を務めている場合は、当該団体・企業の概要、財務状態がわかる資料をご提出ください。

以下の申請書類は、所定の様式をご利用ください。

(様式1)助成申請書

(様式2)団体情報

(様式3)事業計画書

(様式4)資金計画書

(様式5)役員名簿

(様式6)申請書類チェックリスト

その他、事業に関わるパンフレット、チラシ、報告書等は任意での提出が可能です。

8 審査方法

(1)助成対象となる事業は、外部有識者により構成される当基金審査会における審

査を経て理事会にて決定されます。

- (2)審査は、ご提出いただく資料に基づく書類選考により行います。実地調査や関係者との面談が必要と判断した場合には、当基金から面談やウェブ会議等の依頼連絡を行います。
- (3)助成対象となる事業の決定にあたっては、事業計画の変更や助成対象範囲の限定等の条件が付される場合があります。
- (4)必要に応じて、追加で資料提出を求めることがあります。
- (5)助成対象となる事業の決定は、2023年2月を予定しており、審査結果の通知はメールにて行います。なお、不採択となった理由を含め、審査の経過等についての開示は行いません。

【審査のポイント】

- ・当基金の目的に沿った事業であるか。
- ・当基金の目的に沿った事業の活動実績があるか。
- ・人と人、人と自然の良質な関係向上につながる事業であるか。
- ・当財団が認める公益性の高い事業であるか。

9 助成金の交付

採択後、資金提供契約書を締結します。この契約書に則り、助成金を交付します。助成金の第1回交付は採択された助成金額の半額が上限となり、残額は助成期間内に交付します。事業の進捗によっては減額や取り消し、または返還を求める可能性があります。

10 助成金受給にあたっての留意事項

(1)助成金受給者の義務

助成金受給者の義務は以下のとおりです。

- ①審査通過後に送付する助成団体提出書類を、審査結果通知から1ヶ月以内に提出すること
 - ②申請した事業計画に沿って、適法適正かつ誠実に事業を遂行すること
 - ③事業の大幅な拡大、縮小、取りやめ等があった場合には、遅滞なく当財団に報告すること
 - ④助成申請団体の代表者の交代、合併、買収等があった場合や支配権の変動等の組織再編行為があった場合には、遅滞なく当財団に連絡すること
 - ⑤より良い伴走支援、事業遂行のため、当財団が指定する方法において、事業の進捗状況の報告を逐次積極的に行うこと
- その他①から⑤に準じること

(2)再審査

助成申請団体が、次の条項に該当する場合には助成実行前後に関わらず、面談または再審査を行うことがあります。なお、再審査の結果、当該事業が助成対象にそぐわないと判断される場合には、助成を終了することがあります。その場合は、即時に助成金全額、あるいはその一部を返還いただきます。

- ・助成申請の資格要件に反することが判明した場合
- ・助成金受給者の義務を果たしていないと判断される場合
- ・事業に大幅な変更が予想される場合
- ・助成申請団体の代表者の交代、合併、買収等があった場合や支配権の変動等の組織再編行為があった場合
- ・信託責任者の要件、義務が満たされないと判断される場合
- ・その他、当基金の目的を達するために、協議が必要と判断される場合

11 個人情報の取扱いについて

提出書類や実地調査等で得た個人情報は、審査や運営、情報開示の目的で、当財団が適切に保護、管理ならびに廃棄いたします。個人情報の利用は、上記利用目的の達成に必要な範囲で行います。それ以外の目的で利用することはありません。法令等の定めに基づく場合や、人命や財産保護のために必要とする場合を除き、第三者へ提供することはありません。

以上

【問合せ先】

公益財団法人信託資本財団 事務局

〒602-8024 京都府京都市上京区室町通丸太町上る大門町253番地

Tel:075-275-1330（平日9:00-18:00）Fax:075-275-1340

Email: info@shinrai.or.jp